

返戻金制度について

当社の紹介にいきり就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月以内雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社日以後 1 ヶ月より3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、非常勤雇用で採用した場合はこの払戻金制度は適用いたしません。
また、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

次に記載する理由により採用決定者が短期退職に至った場合は、払戻金制度の対象外とさせていただきます。

- (1) 待遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なる場合。
- (2) ハラスメント等による場合。
- (3) 採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合。

有料職業紹介事業許可番号/27-ユ-304061
有限会社イマトクメディック